平成２５年（フ）第１３５０号
大阪府摂津市庄屋１丁目８番11号
債務者　大玉　昌昭
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４４４号
大阪府八尾市跡部本町３丁目２番18号
債務者　川村加代子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５４０号
大阪市東成区中本５丁目３番18号
債務者　藤本　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６１１号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目18番24号　ファミール仙石201号
債務者　松永惠己子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６１２号
大阪府八尾市南本町５丁目３番１号シャルム・メゾン102号
債務者　朝倉　直美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６２７号
大阪市東住吉区住道矢田２丁目11番20号　木下ハイツ101号
債務者　田村　直之
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４７号
大阪市平野区長吉長原４丁目３番２―103号
債務者　小倉沙恵子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６５９号
大阪市淀川区三津屋北１丁目４番20―210号、前住所大阪市西淀川区歌島１丁目18番22号
債務者　須田　良子（旧姓小野・島子）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６６９号
大阪市平野区喜連２丁目６番11―103号
債務者　清野美代子（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６７１号
大阪府枚方市渚西１丁目41番４―301号
債務者　市川　弥生
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６７３号
大阪市港区港晴２―４―25救護施設大阪市立港晴寮、住民票上の住所大阪市東淀川区東中島１丁目５番20―801号
債務者　黒田　義則
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６７４号
大阪市都島区都島中通１丁目16番15号　ミリオンハウス202号
債務者　村上　賢人
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６７５号
大阪市鶴見区今津北４丁目８番38号宝珠マンション106
債務者　山﨑　良子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７号
青森県下北郡佐井村大字長後字細間43番地
債務者　中西　松江
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
神奈川県南足柄市関本1048番地17　メゾンドラポール201
債務者　水谷　眞吾
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３４号
神奈川県横浜市金沢区六浦南１丁目11番１号メゾン六浦101
債務者　水谷　直子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３７号
神奈川県厚木市水引２丁目４番７号　ブランニュー本厚木203
債務者　佐藤　潤子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部